報告書素案に反映した主な委員意見と修正内容

| 修正箇所 | | 指摘事項 | 修正内容 |
|---|--------------------------------|---|---|
| 第1章 委員会設置の背景と多様な 協働・連携をめぐる現状の 確認 | 1 川崎市におけるこれまでの協働に関する 考え方と取組 | 市民との協働のまちづくりの推進を目的とする、川崎市市 民活動支援指針、というのはおかしい。市民活動の自主 性・自立性に配慮した市民どうしの相互支援を促進・応援 するための指針、ではどうか。 | P3、1 (1)、2段落目に同趣旨 を反映し修正 |
| | 2 委員会設置の背景と検討課題 | これまでの協働に関する経過の前に、最初に委員会設置の背景について記述が始まるのに違和感を感じる。 | P3及びP4の「1 川崎市におけるこれまでの協働に関する考え方と取組」と「2 委員会設置の会計と検討課題」の順序を入れ替え |
| | 2 委員会設置の背景 と検討課題 | 自治推進委員会からの指摘事項について、説明が分かりに くいので整理が必要 | P4、2(1)に同趣旨を反映 し、説明を簡略化 |
| | 4 地域における協 働・連携の状況 | 市民活動団体との協働は協働型事業として定義化されているが。それ以外に一般的な協働があり、そうしたものでも協働と捉える場合もあるのではないか。 | P8、「4地域における協働連携 の状況」の本文に同趣旨を反映。 |
| | 4 地域における協 働・連携の状況 | 町内会・自治会以外にも民生委員、スポーツ推進委員などの行政委嘱委員が数多くあり、地域で自覚的に活動している人の人数は相当数に上る。これらの委嘱委員は独任制の場合であっても地域ごとの協議会組織もある。これらを東ねた地区社会福祉協議会という組織もある。また福祉施設や高校以下の学校、こども文化センターのような集会施設、など専門機関も地域においては重要である。 | P9(2)、2段落目に同趣旨を反映し追加 |

| 修正箇所 | | 指摘事項 | 修正内容 |
|---|----------------------|---|--------------------------------|
| | 4 地域における協 働・連携の状況 | (1)市民活動団体との協働・連携の状況の整理が分かりにくいので、トピックとして、①協働型事業のルールに基づく協働型事業、②区役所における市民提案事業、③市民館における自主学級及び自主企画事業に整理分類すると良い。 | P9(1)、ア〜ウとして、分類 整理を行い同趣旨を反映 |
| 第2章 協働・連携のあり方や施策 推進に向けた具体的方策に 関する調査審議 | | 学校教育の中でそれぞれ地域で生活するもの同士が助け合う、地域の課題解決に参加する必要性を教え、地域への参加の必要性、自主的参加、活動の方法等、具体的な例を上げ年代に合わせた教育の必要性を感じます。 | P20、5 (1) アの最後の段落に 同趣旨を追加 |
| 第3章 今後の川崎市の協働・連携 の推進に関する方向性への 提言 1 (仮称)川崎市協 働・連携の基本方針の策定 に向けて | (2)協働・連携の意 義・効果 | 市民自治力の向上という課題も触れるのであれば、「協働」とともに「参加」の理念についても、ある程度記述したい。NPOには政策提言機能も期待されているし、区民会議は少なくとも制度の作りは参加型の機関である。また、市民活動は、一社会の公共サービスの総量の一部を担うというだけではなく、まだ社会が気づいていないが少数者が切実に必要としているサービスを開拓的に生み出し、社会に気づかせ、制度的な担保にまで至る、という機能もあるが、これも「参加」の意味合いを含んでいる。地域コミュニティレベルの協働の協議会組織を作るのであれば、そこにも「参加」の意味合いが入ってくることは不可避である。 | P25、(2) イに同趣旨を反映 |
| | | これまでの議論では、上に述べた、市民活動の開拓性についての議論が少なかったと思う。多数の意思が全体の意思になる民主主義の仕組みにおいて、少数者(特に構造的少数者)の声も顧みられるべきであるとすれば、開拓的な市民活動の試みにチャンスが与えられる仕組みが必要だし、民主的多数派はその成果から学び制度を改善していく度量をもつべきである。協働提案事業にはそうした意味合いがあり、それを踏まえた運用が期待される。 | P25、(2) ウに同趣旨を反映 |